

## 「共育てハンドブック（仮称）」広報業務委託 仕様書

この仕様書は企画提案書作成用である。

企画提案競技後、県は契約先候補者と協議を行い協議が整った際は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

「共育てハンドブック（仮称）」広報業務委託

### 2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 3 目的

県では、男性の家事・育児参画を推進するため、家事・育児初心者の男性向けヒント集「共育てハンドブック（仮称）」（以下「ハンドブック」という。）を作成し、共育てへの意識改革を促すことを予定している。

そこで、ハンドブックを多くの方に活用してもらうため、広報業務について委託するものである。

### 4 委託業務の内容

#### (1) 委託内容及び成果物の規格

##### ア 広報動画

|         |                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本数      | ・横型：2本（ロングバージョン、ショートバージョン）                                                                                                 |
| 動画の長さ   | ・ロングバージョン…45～60秒程度<br>・ショートバージョン…10～15秒程度                                                                                  |
| 画質      | ・横型：FHD（1,920×1,080）以上                                                                                                     |
| 色       | ・フルカラー                                                                                                                     |
| ファイル形式  | ・mp4形式                                                                                                                     |
| ターゲット層  | ・男性に家事・育児の分担協力をして欲しい女性<br>・家事・育児初心者のいわゆる新米パパ 等                                                                             |
| 作成コンセプト | ・上記のターゲット層に対して、共育ての意義やハンドブック等について、効果的にPRする内容とすること。<br>・県HPに掲載予定のハンドブックの閲覧数（アクセス数）が増加するように工夫すること<br>・動画の再生途中で離脱させない工夫をすること。 |
| その他     | ・音声を入れること。<br>・字幕を表示すること。<br>・色彩表現については、カラーユニバーサルデザインに配慮すること。                                                              |

|  |                                                                                                                  |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・形式は、イラスト、実写問わない。</li> <li>・県章、コバトン・さいたまっちのイラストについては、委託者が提供する。</li> </ul> |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### イ サムネイル・バナー画像

|        |                                                                                                                                                            |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要     | ・インターネット広告を実施するにあたって必要な、サムネイルやバナー画像について作成すること。                                                                                                             |
| 数量     | ・インターネット広告を実施するために必要な数<br>(それぞれ、県章あり、なしの2種作成すること。)                                                                                                         |
| 色      | ・フルカラー                                                                                                                                                     |
| ファイル形式 | ・jpeg形式                                                                                                                                                    |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩表現については、カラーユニバーサルデザインに配慮すること。</li> <li>・形式は、イラスト、実写問わない。</li> <li>・県章、コバトン・さいたまっちのイラストについては、委託者が提供する。</li> </ul> |

#### ウ インターネット広告

|             |                                                                                                                                                                                              |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要          | ・4（1）アに記載のターゲット層に対して、検索サイト・動画配信サイト・SNS等を活用し、インターネット広告を実施すること。                                                                                                                                |
| ターゲットィング    | ・ターゲット層に対して、的確に情報を届けること。                                                                                                                                                                     |
| 配信期間        | ・令和7年2月1日（土）～令和7年3月25日（火）                                                                                                                                                                    |
| 使用する広告媒体    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット層に対して最も効果的な広告媒体を組み合わせる実施すること。</li> <li>・使用する広告媒体については、受託者が選定すること。</li> <li>・媒体ごとの想定広告表示数、広告閲覧数、県HP（ハンドブック掲載ページ）への誘導数（クリック数）について示すこと。</li> </ul> |
| その他         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット層に対して、共育での意義やハンドブック等について、効果的にPRを実施すること。</li> <li>・県HPに掲載予定のハンドブックの閲覧数（アクセス数）が増加するように工夫をすること。定期的（配信期間中に1～2回程度）に改善を行うこと。</li> </ul>               |
| 広告配信プランの見直し | ・広告配信期間中、広告配信プランについて定期的に見直しを実施し、改善を図ること。（配信期間中に1～2回程度）                                                                                                                                       |
| 効果検証        | ・媒体ごとの広告表示数、広告閲覧数、募集ページへの誘導数（クリック数）、その他広告実施後の詳細な分析等についてのレポートを作成すること。                                                                                                                         |

## (2) 成果物の納品

受託者は、成果物（広報動画、サムネイル・バナー画像、インターネット広告効果検証レポート）を委託者へ提出するものとし、提出方法は下記のとおりとする。なお、成果物の納品前に県の確認を受けること。

### ア 納品方法

- ・ 広報動画…電子データをメールで提出
- ・ サムネイル・バナー画像…電子データをメールで提出
- ・ インターネット広告効果検証レポート…電子データをメールで提出

### イ 納品期限

- ・ 広報動画…令和7年1月17日（金）
- ・ サムネイル・バナー画像…令和7年1月17日（金）
- ・ インターネット広告効果検証レポート…令和7年3月31日（月）

### ウ 提出先

- ・ 電子メール…a3320-47@pref.saitama.lg.jp（埼玉県福祉部こども政策課）

## (3) 成果物の活用について

- ・ 委託者は受託者から成果物（広報動画、サムネイル・バナー画像）の納品を受けた後、県HP等で公開する場合がある。また、公開期間は無期限とする。
- ・ 委託者は成果物（広報動画、サムネイル・バナー画像）を使用し、又は加工し、独自に広報を実施する場合がある。

## (4) その他

- ・ 成果物を作成するに当たり、受託者は随時、委託者に完成イメージを確認すること。

## 5 スケジュール予定（予定のため、変更することがある。）

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 令和6年11月中旬 | 委託契約締結              |
|           | キックオフ会議             |
|           | 受託者作成作業開始           |
| 7年 1月中旬   | 広報動画納品              |
|           | サムネイル・バナー画像納品       |
| 1月下旬～     | ハンドブック完成            |
| 2月上旬      | ハンドブック公開            |
|           | インターネット広告開始         |
| 3月下旬      | インターネット広告終了         |
|           | インターネット広告効果検証レポート納品 |

## 6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 7 業務報告

- (1) 県は、必要があると認めるときは、受託者に対して、受託業務の業務内容の報告を求め、又は、必要な指示をすることができる。
- (2) 受託者は、受託業務の遂行が困難になった場合には、速やかに県に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

## 8 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 本事業の業務体制、業務内容及びスケジュール等についての実施計画について、県の承認を得ること。
- (9) 本事業における企画提案競技での企画提案書の内容を踏まえて、事業を実施すること。

## 9 ハンドブック概要（案のため、変更になることがある。）

### ・「共育てハンドブック」は仮称のため、変更することがある。

- ・ハンドブックは、以下の2点をコンセプトとして作成している。
  - ①家事・育児初心者男性の基本的なスキル取得をすることができるような内容とすること。
  - ②共育ての観点から、男性が主体的に家事・育児に取り組むよう、意識改革を促すこと。
- ・ハンドブックの内容については、民間企業の子育て当事者・経験者とプロジェクトチームを立ち上げ、その中で検討を行った。

- ・ハンドブックは、2月上旬に県HPで電子データでの公開を予定しており、紙媒体での配布は行わない。